

令和7年度 奈良市歴史的風致形成建造物保存整備事業補助金応募の手引き

- ① 事前相談：応募いただくには必ず事前相談が必要です。事前相談では、修理基準や補助対象に合致するように事業内容を協議します。補助対象になる物件かどうかの確認、復原修理の場合で痕跡確認が必要かどうかなどの判断を行います。なお、相談の際に具体的な工事内容が決まっている場合は、内容によっては補助対象とならない場合があります。応募いただくためには、補助対象となる事業内容に変更いただく必要がありますので、あらかじめご了承ください。

<持参いただく資料> ※図面はなくても構いません。

- 修理しようと思っている物件の写真
- 現況図（平面図、立面図など）

- ② 痕跡確認：修理事業のうち、復原修理を伴う場合で痕跡が分からない場合は、書類作成前に奈良町にぎわい課と文化財課で現地確認と調査を行います。

- ③ 書類作成：事前相談や痕跡確認の後、修理基準や補助対象に合致する計画で、意見聴取に必要な書類を作成してください。なお、書類の書き方などは、事業内容がある程度確定した段階で説明します。

<用意いただく資料> 各3部

- 修理事業計画書
- 付近見取り図（1/2500程度）インターネットのマップなどは不可
- 設計図書（事業内容が塗装だけの場合などはイメージ図でも可）
 - ・計画立面図（1/50）無色・着色の両方
 - ・計画断面図・平面図（1/50）補助対象となる外壁の開口部のみ
 - ・計画平面兼配置図（1/100）修景に関係のない内部は未定でも可
 - ・現況立面図（1/50）
 - ・現況平面図（1/100）
- 現況写真 建物写真・・・2方向から撮影したもの
町並み写真・・・建物と周辺環境の状況がわかるもの

- ④ 意見聴取：③で作成した資料を基に文化財課に修理内容の意見を聴きとります。なお、復原修理で痕跡が分からなかった場合など、必要に応じて指定機関の意見を聴きとります。

- ⑤ 応募：④で修正があれば修正のうえ、応募書類を提出ください。（締切：8/30）

<応募資料>

- 応募申請書
- 上記③に記載する資料 各2部
- 見積書
- 文化財課等の確認書
- 歴史的風致形成建造物指定提案書等